積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 7年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款	項	目　　節
工　事　場　所	京都市北区紫野宮東町他地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	交差点改良（堀川紫明）工事		
工　　期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事　業　課（所）名	北部土木みどり事務所	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	285
舗装工	m2	2,150	排水構造物工	式	1
縁石工	m	355	防護柵工	式	1
区画線工	式	1	道路植栽工	本	739

施 工 理 由

本件は、一般市道紫明通において、交差点形状の改良及び歩道の拡幅を行い、歩行者及び通行車両等の安全の向上を図るものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工事費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支給品費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年3月	
歩掛適用年月	2025年3月	
基準適用年月	2025年3月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	04:道路改良工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（１）－２	1.3
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（１）－２	1.1
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
【（1）】								
舗装工	自然色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 公園一般部	表層（歩道部）	材料種類:透水性脱色ｱｽｺﾝ(13)(2.00以上2.10t/m3未満),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上		m2	6,252	材工共	
舗装工	自然色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 公園乗入部	表層（歩道部）	材料種類:透水性脱色ｱｽｺﾝ(13)(2.00以上2.10t/m3未満),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上		m2	6,252	材工共	
【（2）】								
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	4,960	処分費	廃路盤材
区画線工	区画線工	溶融式区画線 矢羽根(準幹線道路)			箇所	8,900	材工共	
区画線工	区画線工	溶融式区画線 自転車ﾏｰｸ(準幹線道路)			箇所	9,187	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処分	ﾗﾊﾞｰﾎﾟｰﾙ		t	60,000	処分費	

設計内訳書（１）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準)	m3	140				(概)
路体盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満	m3	30				(概)
舗装工		式	1				
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 車道部		式	1				
上層路盤(車道･路肩部)	路盤材種類:瀝青安定処理材(25),仕上り厚:150mm	m2	103				
基層(車道･路肩部)	材料種類:再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	103				
表層(車道･路肩部)	材料種類:再生密粒度ｱｽｺﾝ(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	103				
透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 歩道一般部		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い　真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	354				

京都市

設計内訳書（１）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤（歩道部）	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	m2	354				
表層（歩道部）	材料種類:開粒度ｱｽｺﾝ(13),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上	m2	354				
透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 歩道乗入部		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い 真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	49				
下層路盤（歩道部）	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:200mm	m2	49				
表層（歩道部）	材料種類:開粒度ｱｽｺﾝ(13),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上	m2	49				
自然色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 公園一般部		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い 真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	131				
下層路盤（歩道部）	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	m2	131				
表層（歩道部）	材料種類:透水性脱色ｱｽｺﾝ(13)(2.00以上2.10t/m3未満),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上	m2	131				
自然色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 公園乗入部		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い 真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	45				
下層路盤（歩道部）	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:200mm	m2	45				

京都市

設計内訳書（１）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層（歩道部）	材料種類:透水性脱色ｱｽｺﾝ(13)(2.00以上2.10t/m3未満),舗装厚:40mm,平均幅員:2.4m以上	m2	45				
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い 真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	473				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	m2	473				
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装	ﾌﾞﾛｯｸ規格:特殊品(透水性) 直線配置 厚6cm,敷材種類:砂(ｸｯｼｮﾝ用),敷材厚:30mm,施工規模:100m2以上	m2	473				透水ｼｰﾄ材料費含む
ﾌﾞﾛｯｸ舗装工 視覚障害者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ		式	1				
ﾌｨﾙﾀｰ層	材料種類:山砂(洗い 真砂土,75μm通過6%以下),仕上り厚:50mm	m2	19				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	m2	19				
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装	作業区分:設置,ﾌﾞﾛｯｸ規格:30cm×30cm	m2	19				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、昼間	人日	110				
概略発注工		式	1				

京都市

設計内訳書（１）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工を除く直工の3.4%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装		式	1				
道路土工		式	1				
残土処理工		式	1				
廃路盤材運搬		m3	160				機械積込
残土等処分		m3	160				廃路盤材
舗装工		式	1				
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工 車道部 夜間施工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,舗装版厚:15cm以下	m	150				
切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ	平均切削深さ:7cm以下,敷設層数:一層,段差すりつけ区分:無,ｱｽﾌｧﾙﾄ材料種類(一層):再生密粒度ｱｽｺﾝ(13)	m2	976				
殻運搬(路面切削)	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	m3	39				
殻処分	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削)	m3	39				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り （参考数量）	土質:土砂	m3	130				
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂,土質:土砂	m3	80				
管渠工		式	1				
暗渠排水管 VPφ150	作業区分:据付,管種別:直管,管径:50～150mm	m	16				ﾌｨﾙﾀｰ材含む
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1				
街渠桝	集水桝・街渠桝種類:現場打材,ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	5				蓋含む
街渠桝天端改修	400×500,蓋(鋼製ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ,普通目)	箇所	2				削孔、差筋含む
場所打水路工		式	1				
街渠板Ｉ型 一般部　乗入部		m	148				
街渠板Ｉ型 横断部		m	40				
街渠板Ｉ型 段差部		m	5				
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ A-1型 ﾏｳﾝﾄｱｯﾌﾟ 一般部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種(PL-4A 150/170×200×600)	m	68				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ A-1型 ｾﾐﾌﾗｯﾄ 一般部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種(PL-5A 150/190×200×600)	m	30				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ A-2型 乗入部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種 京都市100型	m	9				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ A-3型 横断部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種 京都市80型	m	32				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ A-4型 段差部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種 PL-5A 段差用	m	7				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ B-1型 ﾏｳﾝﾄｱｯﾌﾟ 一般部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種(PL-4B 180/205×250×600)	m	16				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ B-1型 ｾﾐﾌﾗｯﾄ 一般部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種(PL-5B 180/230×250×600)	m	29				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ B-2型 乗入部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種 京都市100型	m	8				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ B-3型 横断部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種 京都市80型	m	8				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ B-4型 段差部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:B種 PL-5B 段差用	m	2				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ C-1型 ﾏｳﾝﾄｱｯﾌﾟ 一般部	ﾌﾞﾛｯｸ規格:C種(PL-4C 180/210×300×600)	m	16				
植樹ﾌﾞﾛｯｸ	ﾌﾞﾛｯｸ規格:150×150×600	m	130				
防護柵工		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
路側防護柵工		式	1				
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ 規格:Gp-Cp-2B 塗装品,施工規模:20m以上100m未満,曲線部補正:無し	m	26				基礎含む
防止柵工		式	1				
転落(横断)防止柵	柵高:0.8m,作業区分:ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込	m	30				基礎含む
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質:土砂	m3	20				
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂,土質:土砂	m3	20				
車止めﾎﾟｽﾄ工		式	1				
車止め1型	車止めﾎﾟｽﾄ径:165.2mm,車止めﾎﾟｽﾄ長さ:950mm	本	4				(概) 基礎含む
車止め2型	車止めﾎﾟｽﾄ径:76.3mm,車止めﾎﾟｽﾄ長さ:960mm	本	5				(概) 基礎含む
標識工		式	1				
小型標識工		式	1				
標識柱	柱規格:単柱式 径60.5,柱長さ:3.7m,施工規模:2基以下	基	1				(概) 基礎含む

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
標識板 警戒標識	標識板規格:2.0m2未満	枚	1				(概)
標識板 案内標識(ｶﾌﾟｾﾙﾌﾟﾘｽﾞﾑ)	標識板規格:2.0m2未満	枚	1				(概) 金具含む
大型標識工		式	1				
標識基礎	形式:片持式の基礎,基礎規格:4.0m3未満	基	1				(概) ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ材料費含む
片持標識柱	柱型式:片持式	基	1				(概) 既設流用
標識板	標識板規格:2.0m2以上	枚	1				(概) 既設流用
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 白 実線15cm	施工方法区分:溶融式手動,規格･仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	260				
溶融式区画線 白 破線15cm	施工方法区分:溶融式手動,規格･仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	59				
溶融式区画線 白 ｾﾞﾌﾞﾗ45cm	施工方法区分:溶融式手動,規格･仕様区分:ｾﾞﾌﾞﾗ45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	13				
溶融式区画線 白 記号:右折矢印	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	2				1箇所当り15cm換算延長5.7m
溶融式区画線 白 記号:左折矢印	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	2				1箇所当り15cm換算延長5.7m

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 白 記号:車線変更矢印	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	3				1箇所当り15cm換算延長5.3m
溶融式区画線 白 記号:横断歩道予告	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				1箇所当り15cm換算延長16.5m
溶融式区画線 白 文字:止まれ	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				1箇所当り15cm換算延長22.2m
溶融式区画線 白 文字:この先車線減少	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				1箇所当り15cm換算延長58.5m
溶融式区画線 矢羽根(準幹線道路)		箇所	30				
溶融式区画線 自転車ﾏｰｸ(準幹線道路)		箇所	13				
区画線消去(WJ式日当施工量未満)		式	1				内　1号
道路植栽工		式	1				
道路植栽工		式	1				
高木植栽 ﾓﾐｼﾞﾊﾞﾌｳ	樹木規格:高木幹周20cm未満	本	4				(概) 支柱含む
低木植栽 ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ	樹木規格:低木樹高60cm未満	本	735				(概)
道路付属施設工		式	1				
作業土工		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘 （参考数量）	土質:土砂	m3	20				
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂,土質:土砂	m3	20				
道路付属物工		式	1				
ﾎﾟﾝﾌﾟ制御盤移設		基	1				(概) 既設流用、基礎新設含む
ﾍﾞﾝﾁ移設		基	1				(概) 既設流用
信号移設		基	1				(概) 既設流用、基礎新設含む
照明工		式	1				
接地設置	D種接地	基	1				(概)
照明柱基礎	基礎型式:500×500×2100	基	1				(概)
照明柱	柱規格:高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基	1				(概)
照明器具取付		基	1				(概)
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m	6				(概)
防護柵(横断・転落防止柵)撤去		m	19				(概)
標識撤去工		式	1				
標識撤去 大型標識		基	1				(概) 柱・板・基礎共
構造物取壊し工		式	1				
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	21				
舗装版切断	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚:15cm以下	m	250				
舗装版破砕	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,舗装版厚:15cm	m2	1,050				
道路付属施設撤去工		式	1				
車止め撤去		本	5				(概)
車線分離標撤去	施工区分:穿孔式(1本脚)	本	16				(概)
ﾌﾞﾛｯｸ舗装撤去工		式	1				
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ撤去		m2	182				積込含む

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路植栽伐採工		式	1				
高木伐採	幹周:0≦C＜30cm	本	2				(概) 伐根・積込・運搬を含む
高木伐採	幹周:30≦C＜60cm	本	1				(概) 伐根・積込・運搬を含む
高木伐採	幹周:90≦C＜120cm	本	2				(概) 伐根・積込・運搬を含む
高木伐採	幹周:120≦C＜150cm	本	6				(概) 伐根・積込・運搬を含む
高木伐採	幹周:150≦C＜180cm	本	3				(概) 伐根・積込・運搬を含む
低木伐採		m2	90				(概) 伐根・積込・運搬を含む
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	32				機械積込
殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	32				
殻運搬	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	73				機械積込
殻処分	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	73				
現場発生品積込・運搬	桝蓋、防護柵（ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、横断・転落防止柵）、車止め	t	0.6				(概)

京都市

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ｽｸﾗｯﾌﾟ処分	ﾍﾋﾞｰH2	t	-0.6				
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ積込・運搬	ﾗﾊﾞｰﾎﾞｰﾙ	t	0.03				(概)
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処分	ﾗﾊﾞｰﾎﾞｰﾙ	t	0.03				
発生材処分	枝葉	t	4				
発生材処分	幹	t	9				
発生材処分	根	t	2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、昼間	人日	200				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、夜間	人日	20				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工を除く直工の66.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（２）

工事名	交差点改良（堀川紫明）工事	事業区分 工事区分	道路新設･改築 舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事費計		式	1				

京都市

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内　1号	区画線消去(WJ式日当施工量未満)		

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
区画線消去(ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ式) 日当たり標準施工量未満		式	1				
合計							

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　交差点改良（堀川紫明）工事
工事場所　京都市北区紫野宮東町他地内

1　一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

第２条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

2　受注者は、契約後すみやかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第３条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

1　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。

2　受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

3　「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

４条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）

２　現場条件に関する事項

第１条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、関係機関との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	標準作業時間	備考
舗装工	切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	21 時 00 分～6 時 00 分	

第２条（工事規制）

１　本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第１７条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	１２月２０日～１月５日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	４月１日～５月１５日 １０月の最終土曜日～１１月の最終日曜日（ただし、１２月１日が土曜・日曜の場合は１２月最初の日曜日まで）	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第３条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
電柱	関西電力	No.3～No7 付近	済	令和 8 年 1 月頃	移設	要
ガス蓋	大阪ガス	No2 付近	済	未定	蓋高調整	要

第 4 条（交通誘導警備員）

1　交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編　　成	昼間・夜間・24時間の別	交替要員の有無
紫明通	3～5　名	交通誘導警備員Ｂ 3~5 名	昼　間	無
紫明通	4～5　名	交通誘導警備員Ｂ 4~5 名	夜　間	無

3　監督職員の確認に関する事項

第 1 条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む)」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
防護柵工	ガードパイプ	ガードパイプ
防護柵工	転落(横断)防止柵	横断防止柵
防護柵工	車止め 1 型	車止め
防護柵工	車止め 2 型	車止め
照明工	照明柱	照明柱
照明工	照明器具取付	灯具

第 2 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現

場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第３条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１―４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」）

工種・種別等	細別	確認時期
防護柵工	基礎工	設置完了時
標識工	基礎工	設置完了時
道路付属施設工	基礎工	設置完了時
照明工	基礎工	設置完了時

第４条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項　　目	確認時期
企業者の地下埋設物	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会氏、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知機による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない)。
基準点の確認	工事前、工事後に基準点に相違がないか立会確認をする。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない)。

4　建設副産物に関する事項

第１条（建設副産物の適正処理）

1　建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成２３年４月１日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成１６年４月１日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
コンクリート殻（無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井出町大字井出小字久保 48-1	設計運搬距離 Ｌ＝３２．９km
アスファルト殻（掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1	設計運搬距離 Ｌ＝　７．９km
アスファルト殻（切削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18-1	設計運搬距離 Ｌ＝１６．３km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽卯ノ花 35	設計運搬距離 Ｌ＝　９．１km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 Ｌ＝１２．０km
建設発生木材（枝葉、幹、根）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45	設計運搬距離 Ｌ＝１４．９km

２　舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

３　伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を堆積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

4　スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備　　考
スクラップ (ヘビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町４番	設計運搬距離 Ｌ＝７．７km

第２条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成２６年６月４日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①　分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他(　　)	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②　再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項　建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

⑵　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を別に定める１８条様式に記載し、監督職員に報告すること。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、１８条に基づく報告を省略することができるものとする。

5　その他事項

第１条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の４５日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の１４日前までに提出すること。

第２条（受注者希望型におけるＩＣＴ活用工事の試行）

1　本工事は、「京都市建設局ＩＣＴ活用工事試行方針（案）」（令和６年２月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ＩＣＴ活用工事試行要領（案）」（令和６年２月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いＩＣＴ活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html)

2　試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ＩＣＴ活用工事を試行できる。

3　受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はＩＣＴ活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ＩＣＴ施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む３つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

4　ＩＣＴ活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要となる見積書を提出すること。

5　「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①３次元起工測量の１プロセスのみの活用は除く。

第３条（情報共有システムの利用）

1　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和６年３月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分

に確認したうえで事前協議を行うこと。

2　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第４条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1　目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

2　実施内容

（１）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第５条（植栽工事における植替え）

１　植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね２／３以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

２　干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。

３　植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。

４　本工事における樹木等とは、次のものをいう。

モミジバフウ、サツキツツジ

５　以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
道路植栽工	道路植栽工	高木植栽	
道路植栽工	道路植栽工	低木植栽	

第６条（その他の特記事項）

１　受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「○○工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。

２　工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。

３　週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。

４　土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

５　お盆、年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。

６　地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。

７　人孔の蓋高調整等が必要となる場合は、上下水道局と調整が必要となることから、事前測量の時点で速やかに監督職員に報告を行うこと。

（以上）

位置図

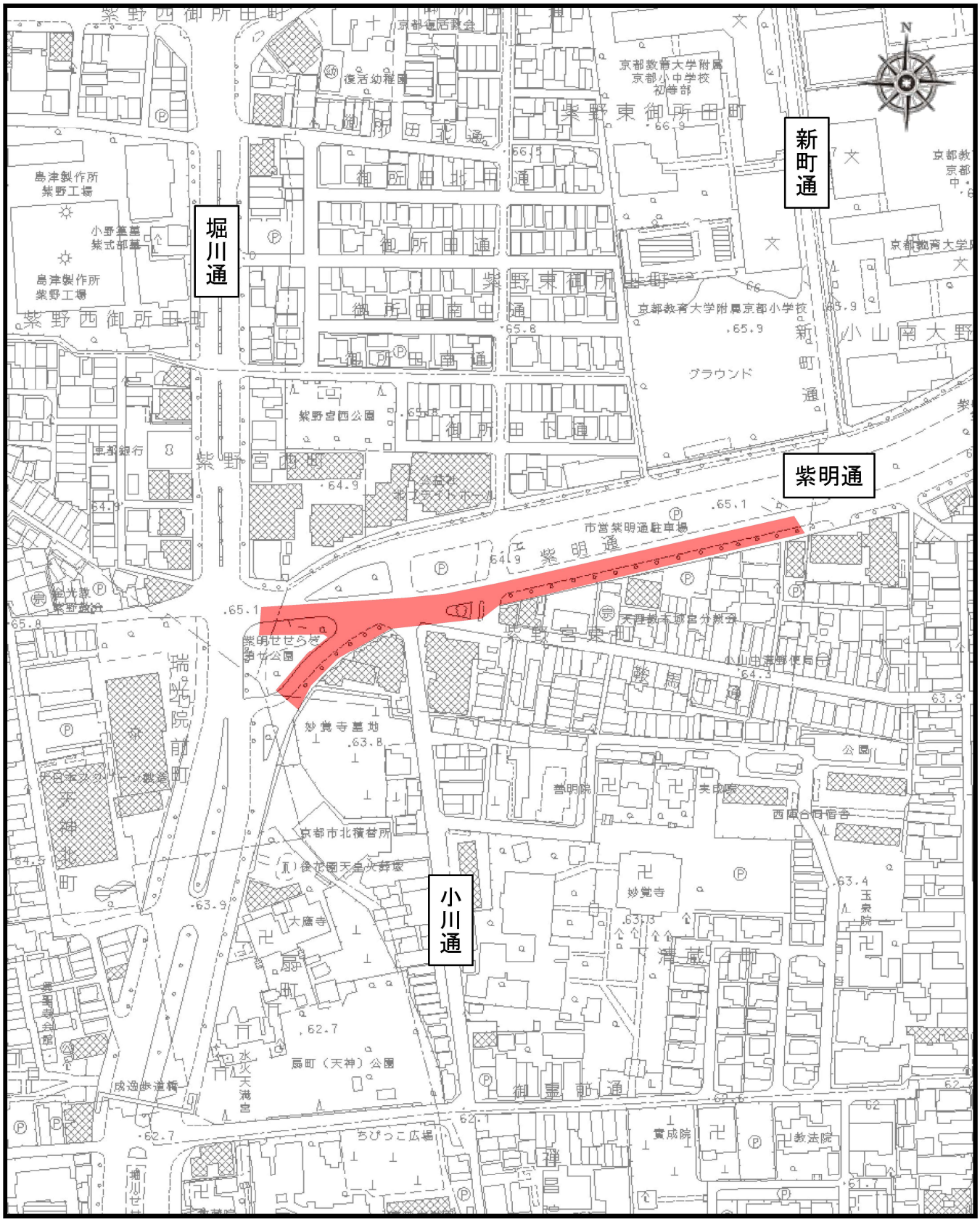

1 / 2500

：本工事施工箇所